2　締約国は、1に定める条件が満たされる場合には、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　前節に定める関税の引下げの対象となる原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうち最も低いものを超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii)　附属書一の自国の表の3欄に定める基準税率

注釈1　この協定の効力発生の日において関税を撤廃する場合には、二千九年四月一日における実行最恵国税率を基準税率とする。

注釈2　附属書一の日本国の表の5欄に「G」を掲げた原産品については、二千九年四月一日における実行最恵国税率が当該原産品の基準税率に代わって適用される。

(iii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

注釈　この協定の効力発生の時に、両締約国は、この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率を交換する。

第三十一条　条件及び制限

1　二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、当該二国間セーフガード措置の適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況において、当該二国間セーフガード措置が重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために引き続き必要であること及び国内産業が調整を行っているという証拠があることを権限のある調査当局が次条に規定する手続に従って決定した場合には、当該二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができ、延長を含めた合計の適用期間は、三年を超えないものとする。

2　二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合には、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置をとっている締約国は、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

3　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

4　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

第三十二条　調査手続

1　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)の規定に従い、自国の権限のある調査当局が調査を行った後にのみ二国間セーフガード措置をとることができる。このため、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　1に規定する調査については、いかなる場合においても、当該調査の開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

3　1に規定する調査であって、原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与えるおそれがあるか否かをこの節の規定に基づいて決定するためのものについては、当該調査を行う締約国の権限のある調査当局は、当該国内産業の状態に関係を有する全ての要因であって、客観的な、かつ、数値化されたもの（特に、当該原産品の輸入の絶対量における増加率及び増加量、輸入が増加した当該原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化）を評価する。

4　原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定は、1に規定する調査が当該原産品の輸入の増加と重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。当該原産品の輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、当該要因による損害の責めを当該原産品の輸入の増加に帰してはならない。

第三十三条　暫定的な二国間セーフガード措置

1　遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、一方の締約国は、他方の締約国の原産品の輸入の増加が一方の締約国の国内産業に対する重大な損害を与えていること又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、第三十条2に規定する措置の形態をとる暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2　暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、二百日を超えてはならない。当該適用期間中、次条及び第三十五条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の適用期間は、第三十一条1に規定する適用期間に算入される。

3　第三十一条3の規定は、必要な変更を加えた上で、暫定的な二国間セーフガード措置について適用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税又はこれと同等の担保は、その後一方の締約国により行われる前条1に規定する調査の結果、他方の締約国の原産品の輸入の増加が国内産業に対する重大な損害を与えているとの決定又は与えるおそれがあるとの決定が行われない場合には、一方の締約国の法令に従って払い戻され、又は解除される。

第三十四条　通報

1　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(a)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する第三十二条1に規定する調査を開始する場合

(b)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

(c)　暫定的な二国間セーフガード措置をとる場合

2　1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、自国の法令に従い、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該情報には、次の事項を含める。

(a)　1(a)の場合における書面による通報については、調査の開始の理由の要約、調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(b)　1(b)の場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠の要約、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

3　1に規定する書面による通報その他のこの節の規定に基づく両締約国間の連絡については、英語により行う。

4　一方の締約国は、他方の締約国に対し、第三十二条1の規定に基づく調査の結果に関する一方の締約国の権限のある調査当局による報告書であって、公表されるものの写しを提供する。当該報告書が一般に閲覧することができるウェブサイトにおいて利用可能な場合には、その要件は、満たされているものとみなす。

第三十五条　協議及び補償

1　暫定的な二国間セーフガード措置の適用後速やかに当該適用についての両締約国間の協議を開始する。